

定 款

2023 年 3 月 2 日改定

ヤスハラケミカル株式会社

広島県府中市高木町 1071 番地

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当社は、ヤスハラケミカル株式会社と称し、英文ではYASUHARA CHEMICAL CO., LTD. と表示する。

第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1)テルペン化学製品の製造ならびに販売。
- (2)石油化学誘導品の製造ならびに販売。
- (3)合成香料の製造ならびに販売。
- (4)多層フィルムならびに各種ラミネート製品の製造ならびに販売。
- (5)接着剤ならびに接着用樹脂の製造ならびに販売。
- (6)天然樹脂ならびに精油の輸出入業務ならびに国内販売。
- (7)化学工業薬品の輸出入ならびに国内販売。
- (8)接着剤の輸出入ならびに国内販売。
- (9)前各号に附帯する一切の事業。

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を広島県府中市におく。

第 4 条 (公告方法)

当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、22,000,000株とする。

第 6 条 (自己株式の取得)

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株主の買増し請求）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

2. 前項の請求があった場合において、当社が売り渡すこととなる数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

第9条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

第10条（基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第11条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人をおく。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

第12条（株式取扱規則）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

第 13 条（招集）

定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第 14 条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第 15 条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第 18 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条（取締役会の設置）

当社は、取締役会をおく。

第 20 条（取締役の員数）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、5 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4 名以内とする。

第 21 条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。

第 22 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第 23 条（代表取締役および役付取締役）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第 24 条（相談役および顧問）

当社は、取締役会の決議によって、相談役および顧問を委嘱することができる。

第25条（取締役会の招集）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

第26条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第27条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第28条（重要な業務執行の決定の取締役への委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第29条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第30条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第31条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第32条（取締役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除するこ

とができる。

2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

第33条（監査等委員会の設置）

当社は、監査等委員会をおく。

第34条（監査等委員会の招集）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

第35条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第36条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第37条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第6章 会計監査人

第38条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人をおく。

第39条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第40条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第41条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第42条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第43条（期末配当金）

当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第44条（中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第45条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払い義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当社は、第58期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第58期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。